

第 3 期

長久手市子ども・
子育て支援事業計画



1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子・高齢化が進行するなか、核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

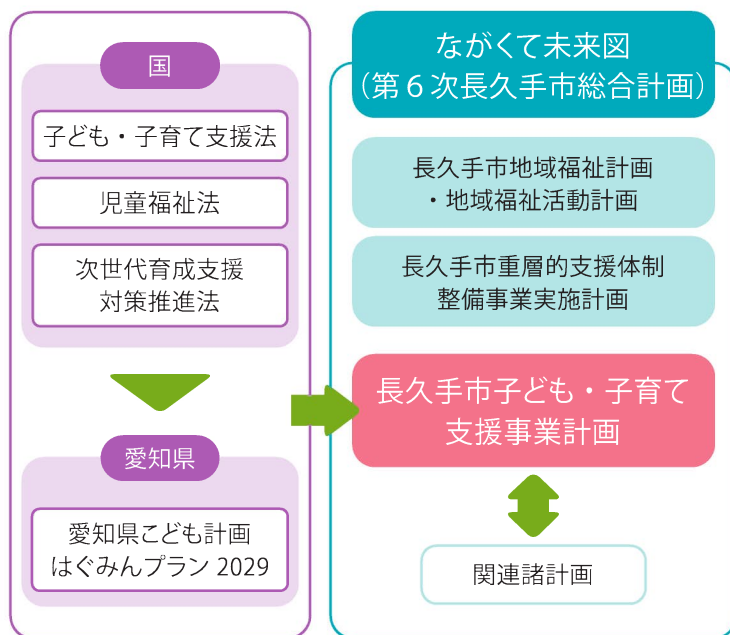
こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現に向け、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。



そこで、「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応した子ども施策を推進していくため、「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、こどもが健やかに成長できるまちを目指します。

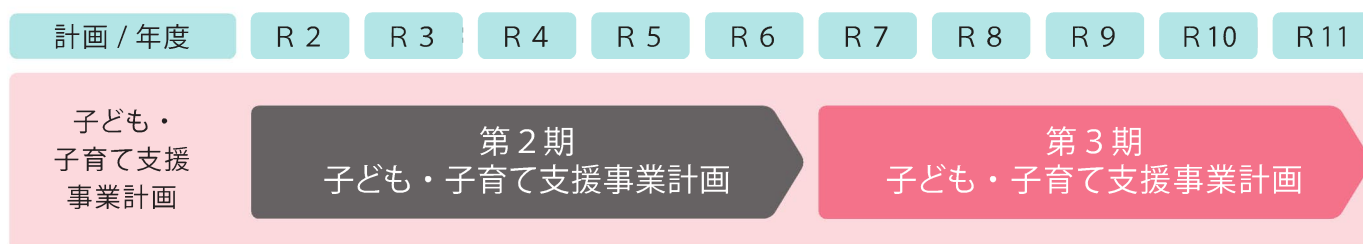
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策市町村行動計画」「子どもの貧困対策計画」「母子保健計画」として位置づけます。さらに、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ等の整備方針を示します。



3 計画の期間

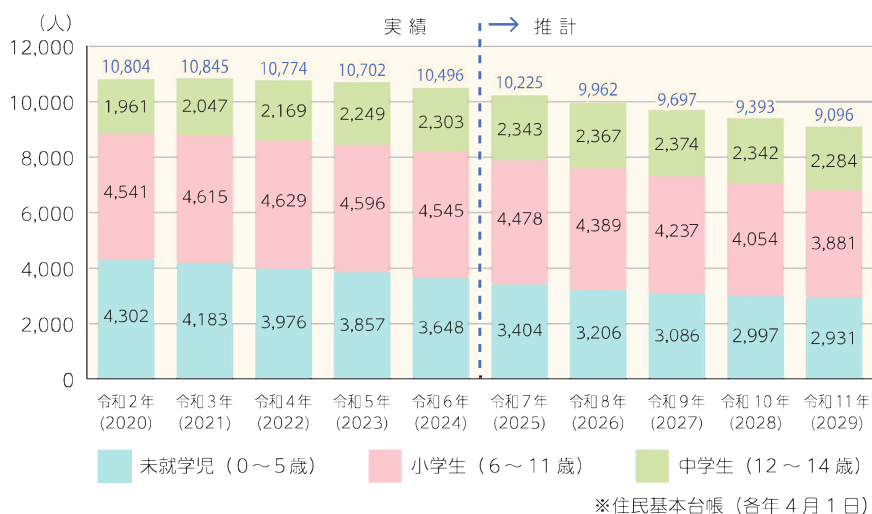
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。



4 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 児童数の推移・推計

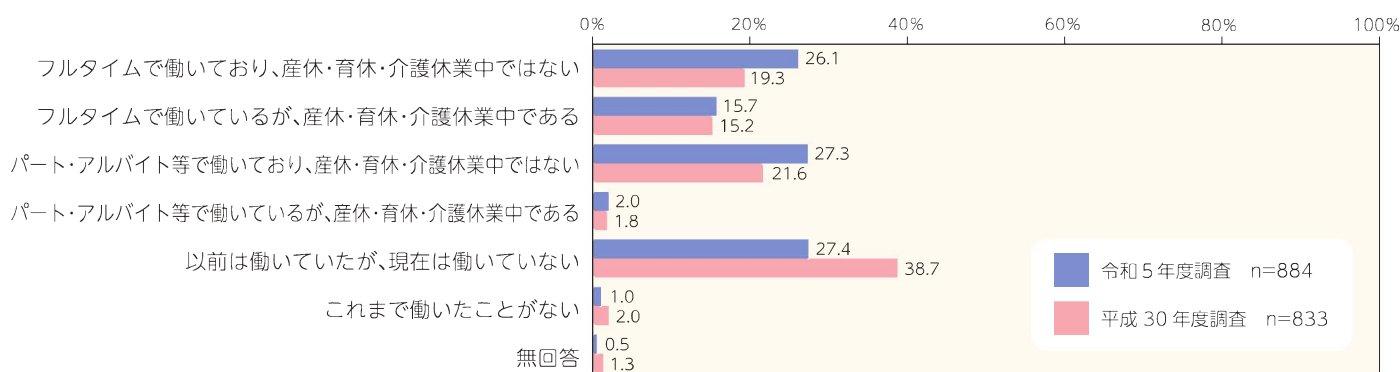
令和3年以降減少傾向にあり、特に未就学児の減少が続いています。今後の推計においても、減少を続ける見込みであり、未就学児、小学生は引き続き減少していくことに加え、令和9年以降は中学生も減少に転じることが予測されます。



(2) アンケート調査結果 (抜粋)

前回計画策定時の平成30年度調査結果と比べると、母親の就業率が高まっていることがうかがえます。

■ 母親の就労 (就学前児童保護者)



(3) データからみる本市の課題

1 女性の労働力率の上昇、 就労している母親の増加

- 仕事と子育ての両立に向けた取組の推進

2 少子化の状況

- こどもを安心して生み育てられる環境の整備の推進
- 転入者も含めた子育て世帯の支援の充実

3 保育サービスのニーズへの対応

- 保育サービスの充実

4 妊娠・出産期の支援の充実

- 産前のサポートや産後ケアの充実

5 放課後の過ごし方に関する 利用ニーズへの対応

- 放課後の子どもを受け入れる体制の充実

6 支援を必要とするこどもや 家庭への対応

- 児童虐待の早期発見・防止
- 障がいや発達の遅れがあるこども・その家庭の支援
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の支援

5 計画の基本理念等

基本理念

基本目標

施策の方向

こどもがすくすく育つまち
ながくて

1

教育・保育環境が
充実したまちづくり



施策の柱 1 教育・保育サービスの充実

施策の柱 2 多様な子育て支援サービスの充実

施策の柱 3 仕事と子育てを両立するための
環境整備

2

子育て支援が
充実したまちづくり



施策の柱 1 子育て支援のネットワークづくり

施策の柱 2 社会的支援が必要な家庭・児童
への支援体制の充実

施策の柱 3 子育て情報の提供と
相談体制の充実

3

安心して子どもを
生み育てられる
まちづくり

施策の柱 1 ライフステージに応じた適切な
支援の推進

施策の柱 2 すべての子どもが健やかに
成長するための保健施策の充実

4

地域が一丸となって
子育てを支える
まちづくり

施策の柱 1 身近な地域で支え合う子育て
支援の充実

施策の柱 2 いつでも相談できる人がいる
地域づくり

6 施策の展開

基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり

施策の柱 1 教育・保育サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの量的拡充

母親の就労率の上昇等による保育ニーズの高まり等に対応していくため、教育・保育サービスを拡充します。

(2) 教育・保育サービスの質の向上

保護者とこどもが安心・安全に教育・保育サービスを利用できる取組を進めます。

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

教育・保育サービスの利用者等の所得等に応じた支援をします。

(4) 放課後のこどもの居場所づくり

放課後児童対策の充実を図ります。

施策の柱 2 多様な子育て支援サービスの充実

選択肢を増やす多様なサービスの充実

働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズに柔軟に対応するとともに、すべてのこどもの幸せを第一に考え、多様な保育サービスを提供します。

施策の柱 3 仕事と子育てを両立するための環境整備

男女が共に子育てに参加することへの支援

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、ワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。

基本目標 2 子育て支援が充実したまちづくり

施策の柱 1 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のネットワークづくりの推進

地域子育て支援拠点事業による親子の交流の場及び子育て支援情報の提供、関係機関や子育て支援活動を行っているグループとの交流・支援のほか、ネットワークづくりのための機能を強化します。

施策の柱 3 子育て情報の提供と相談体制の充実

利用者支援体制の充実

子育て支援サービスを利用者が自由に選べ、適切に利用できるよう、様々な媒体を活用した情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

施策の柱 2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実

(1) 児童虐待防止対策及び権利擁護の推進

児童虐待の早期発見・防止を図るため、地域の中で予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの支援・ケア体制の整備に取り組みます。

こどもの最善の利益を実現するため、すべてのこどもの権利が侵害されることなく、こどもの主体性を尊重する社会を目指します。

(2) こどもの貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、「貧困の連鎖」を未然に防ぐため、相談体制の充実を図るとともに、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援を行います。

基本目標 3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

施策の柱 1

ライフステージに応じた適切な支援の推進

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

妊娠から産後の育児まで切れ目ない一貫した支援を継続して展開するため、身近な場所での相談体制を整えていきます。

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

すべての子どもとその家族が健康に過ごすことができるよう、妊産婦、乳幼児の保護者や子どもに関わる家族全体への啓発活動の充実を図ります。

施策の柱 2

すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

(1) 健全な妊婦への啓発の促進

これから生み育てる世代となる思春期の中学生等に対して、妊娠・出産の正しい知識や命の尊さの啓発をすることで、望まない妊娠を防止します。

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

妊産婦の健康診査を行うことで、発育や発達の確認をします。

(3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

障がいのある児童とその家族が、身近な地域で安心して過ごせるよう、切れ目のない療育支援体制を整備します。

基本目標 4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

施策の柱 1

身近な地域で支え合う子育て支援の充実

身近な地域で支え合う子育て支援の推進

多世代交流や世代間交流をはじめ、ボランティア活動を推進し、市民が主体となり活動できる環境をつくります。

施策の柱 2

いつでも相談できる人がいる地域づくり

いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

子育て支援センターのほか、地域共生ステーションや児童館、保育所等において、保護者同士が交流し、地域の人々との繋がりを持ちながら、身近な場所で相談できる体制をつくります。



7 「量の見込み」と「確保方策」について

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する提供量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（事業毎の図表では、「量の見込み」を「見込み量」、「確保方策」を「提供量」と記載しております。）

教育・保育事業

教育・保育の事業について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、見込み量や事業実施の提供量を設定します。

単位：「人」

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（幼稚園等）	見込み量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
	提供量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
2号認定（保育所等）3歳以上	見込み量	973	921	891	857	844
	提供量	1,164	1,134	1,104	1,104	1,104
3号認定（保育所等）0歳児	見込み量	100	107	108	110	113
	提供量	139	139	139	139	134
3号認定（保育所等）1歳児	見込み量	239	233	250	256	263
	提供量	258	258	258	258	263
3号認定（保育所等）2歳児	見込み量	266	257	248	263	266
	提供量	297	297	297	297	297

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度からの実施に向けて、見込み量や事業実施の提供量を設定します。

単位：「人」

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込み量	/	37	37	37	37
	提供量		37	37	37	37
1歳児	見込み量		79	82	81	80
	提供量		79	82	81	80
2歳児	見込み量		70	65	68	67
	提供量		70	65	68	67

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、見込み量及び事業実施の提供量を設定します。

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	見込み量	人	257	242	233	227	222
	提供量		257	242	233	227	222
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育所)	見込み量	人	1,131	1,119	1,082	1,039	997
	提供量		1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
子育て短期支援事業	見込み量	人	55	55	55	55	55
	提供量		55	55	55	55	55
一時預かり事業 (幼稚園型)	見込み量	回	173	160	151	142	137
	提供量		173	160	151	142	137
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	見込み量	回	872	822	791	768	751
	提供量		872	822	791	768	751
病児・病後児保育事業	見込み量	回	602	567	545	530	518
	提供量		602	567	545	530	518
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	見込み量	回	1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
	提供量		1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
地域子育て支援拠点事業	見込み量	回	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
	提供量		50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
利用者支援事業	見込み量	回	2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
	提供量		2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	見込み量	件	472	493	486	483	484
	提供量		472	493	486	483	484
養育支援訪問事業	見込み量	件	54	51	49	48	47
	提供量		54	51	49	48	47
妊婦に対する健康診査	見込み量	人	472	493	486	483	484
	提供量		472	493	486	483	484
実費徴収に係る補足給付を行う事業	見込み量	人	170	160	154	150	147
	提供量		170	160	154	150	147
子育て世帯訪問支援事業	見込み量	回	398	398	398	398	398
	提供量		398	398	398	398	398
親子関係形成支援事業	見込み量	回					10
	提供量						10
産後ケア事業	見込み量	人	62	86	107	128	145
	提供量		62	86	107	128	145

8 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

また、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第 77 条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心にさまざまな意見を取り入れながら施策の推進を図ります。